平成20年 4 月から40~74歳の方を対象とした 特定健康診査・特定保健指導 が始まります!

近年、日本では糖尿病など「生活習慣病」の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病は、死亡原因で約3 分の2、全体の医療費で約3分の1を占めています。

そこで、生活習慣病の予防・減少を図るため、40~74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した 「特定健康診査」と、生活習慣改善に向けた「特定保健指導」が4月から始まります。特定健康診査と特定保健 指導を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常症、高血糖のいずれか2つ以上を 持っている状態をいいます。

■特定健康診査・特定保健指導の実施主体

特定健康診査・特定保健指導は、国民健康保険・社会保険・各共済組合などの各医療保険者が実施します。加 入されている健康保険証で、医療保険者をご確認ください。

▼ 特定健康診査・特定保健指導の流れ(例:西条市国民健康保険の加入者)

西条市国民健康保険

「特定健康診査受診券」が 送付されます。

40~74歳の西条市国民健康保険被保険者

どちらかを選択します。 申し込み詳しくは、健康カレンダーをご覧ください。

約

総合健診「健康診査」を保健センターで受診 ※受診の際に受診券と保険証が必要です。

個別健診「健康診査」を指定医療機関で受診 ※受診の際に受診券と保険証が必要です。

「結果通知」が送付されます。

特定健康診査の受診結果に基づき、生活習慣改善の必要性に応じて3つの区分に自動的に分けられます。

情報提供

「特定保健指導利用券」が 送付されます。

必要性が低い人

【情報提供】

健診結果の読み方、健康づく りの具体的な方法など、生活 習慣の改善に必要な情報が送 られます。

必要性が中程度の人

【動機づけ支援】

必要性が高い人

【積極的支援】

初回面接で、医師・保健師・管理栄養士などが対象者に合わせた 実践的なアドバイスなどを行います。

自分自身で、生活習慣改善を実践

面接・電話などで生活習慣 改善を支援(3カ月以上)

6カ月後、健康状態や生活習慣(改善状況)の確認を行います。

問合せ

- 国民健康保険に加入している方:市庁舎本館国保医療課 国保係 TL0897-52-1447
- □ 国保以外の医療保険に加入している方:加入されている医療保険者にお問い合わせください。